

平成十六年六月二十九日受領
答弁第一九四号

内閣衆質一五九第一九四号

平成十六年六月二十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員阿部知子君提出MMRWワクチン被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出MMRワクチン被害に関する質問に対する答弁書

乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン（以下「MMRワクチン」という。）及びおたふくかぜワクチンの接種後の無菌性髄膜炎及び類似疾患の発生状況については、平成元年十月二十五日、公衆衛生審議会及び中央薬事審議会（以下「両審議会」という。）において、MMRワクチン接種に関する審議を行った際、同年十月十三日付けの厚生省保健医療局疾病対策課結核感染症対策室予防接種係長名の事務連絡により調査を行った結果を資料として両審議会に提出しているが、当該調査においては、「予防接種の実施について」（昭和五十一年九月十四日付け衛発第七百二十六号厚生省公衆衛生局長通知。以下「局長通知」という。）により報告すべきこととされていた事例も改めて調査したところである。

また、MMRワクチンの接種に係る局長通知による健康被害発生状況に関する報告書そのものを、平成元年当時両審議会に対して提出した事実は、保存している資料から把握できる限りにおいて認められないが、局長通知による報告は、随時行われていたものであつて両審議会に対する資料の提出を目的としたものではなく、前述の調査結果においても個別事例について局長通知による報告の有無が記載されており、「当時の厚生省はその資料を秘匿していたことが疑われる」との御指摘は当たらないものと考ええる。

なお、御指摘の平成元年四月から十月までの間に実施されたMMRワクチンの接種に係る局長通知による健康被害発生状況に関する報告書については、保存していないため、その報告を集計し、概要を提示した上で、健康被害発生状況を説明することは困難である。